

IR 事業者からの要求—土壌汚染の取扱い

大阪市に情報公開請求して、「事業者との協議経過の概要等」を入手した。住民監査請求「結果」では、こうした協議経過があまり触れられていない。住民訴訟の論点にも関わる資料であり、事業者からの要求について、土壌汚染の取扱いを抜粋して紹介する。

2021年1月

(IR推進局)事業者に対して土壌汚染判明について説明

(事業者)

① 風評被害

・風評被害が出ないかが大きな懸念。しっかりとした土地対策が必要であり、そのために費用が発生する。 ・「健康被害のおそれがない」ことについて、誰がどのようなプロセス・権限で判断・担保していくこととなるのか、厳密に知りたい。IR区域が一般共用した後も「健康被害のおそれなし」と言い切れるのか。

② 土地汚染対策費の増加

・含有量基準が「みなし不適合」となることで、舗装・覆土等が必須となり工事に影響。(広場・緑地では非汚染土での盛土等が必要となるため、荷重による沈下影響対応や費用増加が懸念) ・建設汚泥にも土壌汚染が含まれることになるため、確実に残土・汚泥処理(処理先の確保等)ができるのが大きな懸念。土壌汚染に伴う追加費用は埋立を実施した土地所有者の大阪市が負担すべき。また、工期への影響も懸念。 ・個別指定制度による汚泥処理は有望な案だが、処理費用、処理場所、プラント敷地・仮置き場所の確保、再生土の品質確保、海底粘土層の含有量超過の可能性など、課題をクリアする必要がある。 ・現時点で見えていない費用増加が今後出てくる可能性。

③ 大阪市での追加地盤調査

・含有量基準の「みなし不適合」を解除するため、大阪市で追加調査等を行わないのか。 ・個別指定制度の活用には、海成粘土層の含有量超過の有無を確認するため、府市において、事前ボーリング調査を出来るだけ早いタイミングで行って頂きたい。

④ その他

・土壌汚染の判明・対応について、なぜ今の段階になったのか。

(IR推進局)⇒土壌汚染対策費の負担等の取扱いについて、関係部局と連携して対応を検討する。

2月12日(大阪市戦略会議、実施方針(案)の修正)

・土壌汚染対策費は、土地所有者として市が負担することを決定・公表

12月21日(大阪市戦略会議)

・市の概算負担額約790億円(うち土壌汚染対策費:約360億円)を公表

(2022年7月28日)